特別区素案(案)

6 大阪府·特別区協議会(仮称) ~大阪版「都区協議会」~

# 目 次

1	基本的な考え方	
2	協議会の仕組み	······府区協-2
3	協議会運営のイメ	-ジ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

# 1 基本的な考え方

#### 現行の都区協議会

目的

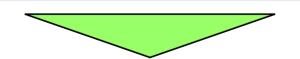
都と特別区の事務の処理について、都と特別区及び特別区相互の間の連絡調整を図る(地方自治法第282条の2) 主な役割

地方自治法第282条の2及び同法施行令第210条の16の規定に基づき、特別区財政調整交付金に係る条例を制定する場合において、都知事に対して意見を述べるほか、都及び特別区の事務の処理について必要な協議を行う



現行の都区協議会の仕組みを発展・充実 特別区の考えがより反映される<u>"特別区重視"の仕組みへ</u>

特別区と大阪府、特別区相互の関係が、「対等・協力」で、「連携を強化」する仕組みを構築



特別区重視の委員構成 (全特別区の区長と知事等で構成) 協議不調時に「<u>第三者機関</u>」<u>が調停</u> 東京都より<u>幅広い協議事項</u>(財政調整の他、財産・債務の処理等を協議)

将来的には、"特別区相互間の事柄は、特別区が主体的に決定できる仕組み"もめざしていく

## 2 協議会の仕組み

#### (1)委員の構成

[東京は都8人、区8人]

#### 各特別区の区長 (4or6人) と知事を基本とする

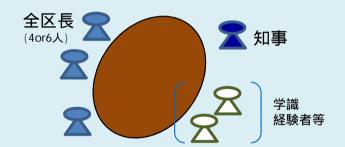
(自治体運営に責任のある者を基本に構成)

必要に応じ、議会の代表者、職員、学識経験者等を

加えることができる

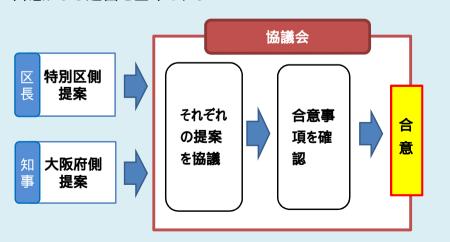
地方自治法施行令の改正必要

会長は、委員の互選による



#### (3)協議会運営

合意による運営を基本とする



# (2)幅広い協議事項

[東京は主に財政調整を協議]

項目	想定する協議事項		
財政調整	財政調整交付金条例制定時の知事への意見具申【法定協議事項】		
財産·債務	大阪府が承継する財産の事業終了時の取扱い 大阪府が承継する株式等の権利処分、貸付金債権の償還収入等の取扱い 大阪府が承継する財務リスク解消時の残余財産の取扱い、引当財源が不足する 場合の財源の捻出、特別区の負担方法の協議 特別区設置日前の要因による損失の発生が特別区設置日以後に 明らかとなった場合の財源捻出、特別区の負担方法等の協議		
その他	特別区設置日以後の事務の分担に関する取扱いの協議等		

#### (4)第三者機関

大阪独自

設置

協議不調時に、**第三者機関を設置** 

委員構成

3名(各協議会委員の同意を得て、会長が「調整委員」を任命する)

地方行政 地方財政 法律(権利財産)関係の学識経験者、弁護士等を想定事件の都度、関係分野の学識経験者等から選定

運営

協議会委員から意見聴取を行い、合議により「調停案」を提示

結果取扱

各協議会委員に対し、**調停案への尊重義務**を課す

# 3 協議会運営のイメージ ~財政調整交付金にかかる流れ~

# 財政調整財源の特別区と大阪府間の配分割合

特別区と大阪府間の配分割合が適正であることについて、原則として大阪府側が説明責任を負う

#### 検 証(毎年度)

#### 特別区

・意見や協議の要請

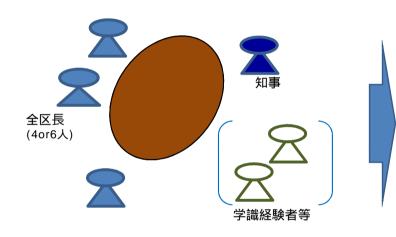
X

知

#### 大阪府

・財政調整制度の運用状況報告

#### 必要に応じて協議



#### 制度反映

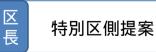
配分割合を変更する場合

条例を改正 (大阪府)

### 特別区間の交付金の交付基準

地方交付税制度や地方財政計画の動向等を踏まえて、毎年度精査

- <協議内容>
- ・基準財政需要額の算定等
- ・普通交付金と特別交付金の割合等





大阪府側提案





# 協議

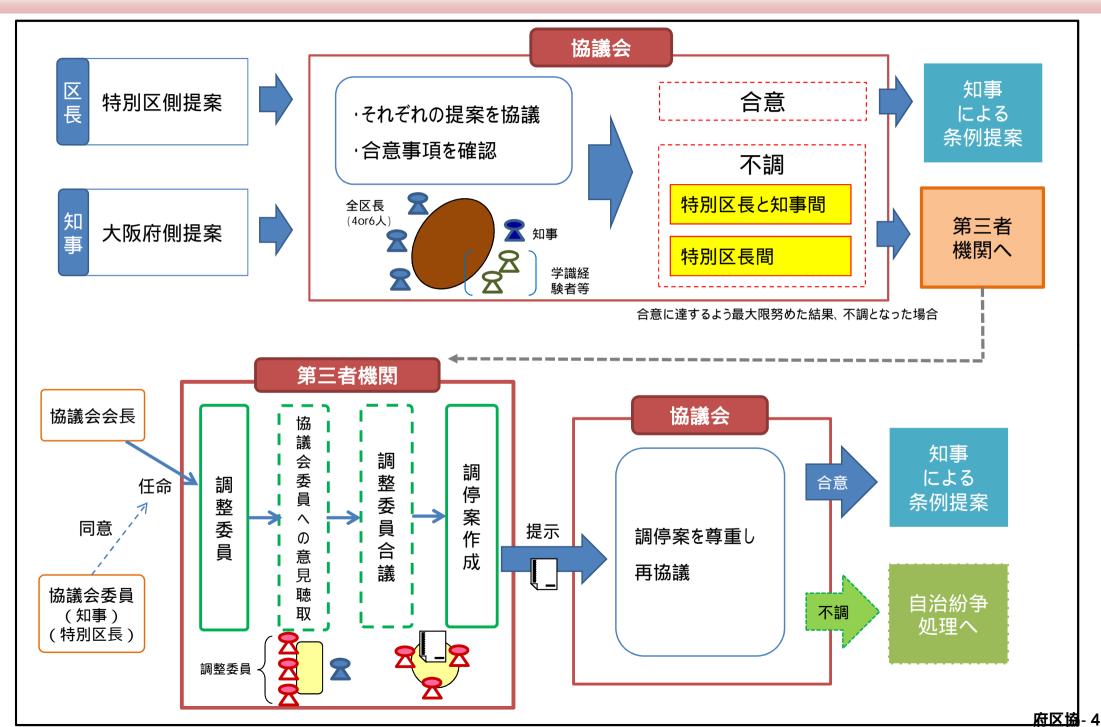


#### 制度反映

必要な条例·規則を 改正

(大阪府)

# 3 協議会運営のイメージ 〜第三者機関の運営の流れ(財政調整交付金の場合)〜



# (参考)東京都との比較

項目	大阪府·特別区協議会(仮称)	東京都	備考
委員構成	委員数:5人又は7人 特別区:4人又は6人(全区長) 大阪府:1人(知事) 必要に応じ議会代表者、職員、学識経験者等の追加可	委員数:16人 特別区:8人(区長から指名) 東京都:8人(知事、副知事、職員)	地方自 治法施行 令第210条 の16の改 正が必要
協議事項	財政調整に関すること ・財政調整交付金に係る条例への意見具申 財産債務に関すること ・承継財産の事業終了時の扱い ・承継株式等の処分収入等の扱い ・財務リスク解消時の残余財産の扱い、財源の捻出、負担方法の扱い等 ・特別区設置日以後に明らかになった、設置日前の要因に係る損失の扱い その他 ・特別区設置日以後の事務分担の扱い等	財政調整に関すること ・財政調整交付金に係る条例への 意見具申 その他 ・特別区と東京都の事務分担 ・特別区の区域の在り方等	法定の協議事項
第三者機関	調整委員3名を任命(地方行政、地方財政、法律(権利財産)関係等) 調整委員の合議による「調停案」を提示 協議会委員は「調停案」を尊重し再協議		